

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十二月六日
第一千七百六十八號

金曜日

本報ノ大キサハ規定規格ヲA列

鳥取縣令第八十六號

昭和二十一年三月鳥取縣令第二十號料理屋及接待婦營業規則中次のやうに改正し公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

第五條 第一項中「料理屋所轄警察署長」を「營業場所在地警察署長」に及び同項第三號中「其ノ婦女雇傭人員數並ニ營業内容」を「其ノ他ノ雇傭見込人員數」に改める

第十二條 第一項中「料理屋營業者ニ於テ」を「料理屋ニ於テ」に及び同項末尾に「但シ之ヲ解雇シタル場合ハ五日以内ニ届出ツヘシ」を追加し尙同項第一號「從業者ノ本籍住所氏名生年月日及其ノ前歴」を「從事スヘキ職種名」に及び第二號「接待婦ニ在リテハ雇傭契約書ノ寫」

を「從事者ノ本籍住所氏名生年月日及其ノ前職」に改める。

第十三條 第一項第一號中「傳染病疾患者」を「傳染性疾患者」に改める。

第十五條 を削除する。

第十六條 を削除する。

第十九條 第一項中第十二號を削除する。

第二十八條 を「料理屋營業者組合ヲ設ケタル場合ハ其ノ代表者ヨリ組合規約ニ左ノ各號ノ事項ヲ添付シ所轄警察署長ニ届出ツヘシ。組合規約ヲ變更シタル場合亦同シ

一、組合ノ名稱及事務所々在地

二、加入者ノ住所商號及氏名

三、役員ノ住所氏名」に改める

第二十九條 を削除する。

第三十條 を「第二十八條ノ規定ニ依ル組合ニシテ聯合組

合テ設ケタルトキハ同條ノ規定ニ準シ規約ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ、組合規約ヲ變更シタルトキ亦同シ」に改める。

第三十一條 を「第二十八條及前條ノ規定ニ依ル各組合解散シタルトキハ聯合組合ニ在リテハ三十日以内ニ知事ニ單位組合ニ在リテハ十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ」に改める。

第三十二條 を削除する。
第三十三條 中「第十八條第二十七條」を「第十八條及第二十七條」に改め、及第三十二條」を「第十五條第十六條」を削除する。

鳥取縣令第八十七號

明治三十五年六月鳥取縣令第二十八號宿屋營業取締規則中次のやうに改正し公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

「宿屋營業取締規則」を「宿屋營業規則」に改める。

第一條 を「宿屋ヲ分チテ正ノ二種トス
一、旅人宿 一泊定宿泊料ニ依リ宿泊セシムルモノ
二、下宿屋 一ヶ月定ノ食料座敷料等ニ依リ宿泊セシムルモノ」に改める。

第二條 第一項第一號中「族稱」を削除する。

第五條 を「營業用家屋ノ構造設備ハ左ノ各號ニ適合スルヲ要ス 但シ土地ノ狀況又ハ營業狀態ニ依リ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス。
一、家屋ノ構造ハ堅牢ニシテ客室ハ採光換氣ヲ充分ナラシムルコト
二、二階以上ノ客室十五坪以上アルトキハ一階毎ニ階段
二ヶ所以上ヲ設ケタルコト
三、二階以上ニ客室ヲ設ケタルトキハ當然客室又ハ其ノ附近ニ適當ナル非常避難裝置ヲ爲スト共ニ客ノ看易キ箇所ニ其ノ旨標示シ置クコト
一、營業中ハ免許證ヲ携帯スルコト
二、傳染性疾患ニ罹リタルトキハ營業ニ從事セサルコト
三、歌舞音曲ハ日出ヨリ午後十二時ヲ限リトス

四、鳥取市、米子市、倉吉町及境町ニ於テハ宿屋料理屋又ハ飲食店ニ其ノ他ノ場所ニ在リテハ宿屋又ハ飲食店ニ寄寓スルコトヲ得ス

五 著シク公安風俗ヲ害スル行爲ヲ爲ササルコト」に改める。

第六條 を削除する。
第八條 を削除する。
第十一條 第一項中「所轄警察署」を「所轄警察署長」に同項第一號中「族稱」を削除し同第四號中「後見人有夫ノ婦ニ在リテハ夫ノ連署」を「後見人ノ連署」に改める

第十二條 中「寄寓ノ藝妓ニ對シ」を「寄寓ノ藝妓並ニ藝妓見習ニ對シ」に改め「所轄警察署」ヲ許可若ハ認可ヲ受ケタルモノ、外」を削除する。

第十三條 を削除する。

第十四條 を「藝妓及置屋營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、營業上ニ關シ所轄警察署長ヨリ特命アリタル事項
二、通行人ニ遊興ヲ勸メ又ハ公衆ノ暗易キ場所ニ於テ風俗ヲ害スル處アル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト」

に改める。

第十五條 を削除する。
第十六條 を削除する。

第十八條ノ二 を削除する。

第十九條ノ二 第一項中「願出許可ヲ受クヘシ」を「届出ツヘシ」に改め「第三號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ」を削除し同項第二號「戶籍謄本」を「戶籍抄本」に改め同第三號「契約書ノ寫」を削除し同第四號中「紹介者」を「紹介者アリタル場合ハ其ノ」に改める。
第二十條 を「藝妓及置屋營業者組合ヲ設ケタル場合ハ其ノ代表者ヨリ組合規約ニ左ノ各號ノ事項ヲ添付シ
四、調理場ハ特ニ採光換氣ヲ充分ナラシメ且防塵及防虫防鼠ノ設備ヲ爲シ地盤ハ不透透質材料ヲ以テ築造スルコト
五、旅人宿ハ客室毎ニ鍵ヲ異ニシタル錠前付ノ押込又ハ戸柵ヲ設ケタルコト 但シ他ニ客ノ所持品ヲ保護スベキ方法アルモノハ此ノ限リニ在ラズ
六、浴槽ハ宿泊セシムベキ客ノ定員數ニ應ジ適當ナル數

00230

又ハ大サヲ有スルコト

七、便所塵埃溜等ハ井戸及調理場ト三米以上ノ距離ヲ有シ臭氣ノ客室ニ及バザル所ニ設置スルコト

八、客用便所ノ尿尿溜及尿桶ハ不侵透質材料ヲ以テ且適當ナル防臭及換氣設備ヲ爲シ流水裝置ノ手洗器ヲ備付クルコト

營業用家屋ノ新築又ハ改築ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クベシ其ノ検査ヲ受ケザル前使用スルコトヲ得ス」に改める。

第六條 を削除する。

第七條 中「身分」を削除する。

第十二條 を「宿泊人ニ關スル規定料金ハ客ノ見易キ所ニ揭示スベシ」に改める。

第十四條 の次に「第十四條ノ二

宿屋營業者組合ヲ設ケタル場合ハ其ノ代表者ヨリ左ノ各號ノ事項ヲ具シ組合規約ヲ添付シ所轄警察署長ニ届出ツベシ

其ノ届出事項ヲ變更シタル場合亦同ジ

一、組合ノ名稱及事務所々在在

二、加入者ノ住所商號氏名

三、役員ノ住所氏名を追加する。

「第十四條ノ三 前條ノ規定ニ依ル組合ニシテ聯合組合ヲ設ケタルトキハ同條ニ準ジ規約ヲ定メ知事ニ届出ツベシ其ノ届出事項ヲ變更シタルトキ亦同シ」を追加する。

第十四條ノ四 前二條ノ規定ニ依ル組合解散シタルトキハ聯合組合ニ在リテハ三十日以内ニ知事ニ單位組合ニ在リテハ十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツベシ」を追加する

第十六條 中「第六條」を「第七條」に改める。

第一號様式 中「身分」の欄を削除する。

備考ノ一 中「華族」「族籍」を同二中「軍隊其ノ他」を削除する。

第二號様式 中「身分」の欄を削除する。

備考第一號様式に同じ。

◇鳥取縣令第八十八號

大正七年二月鳥取縣令第十號藝妓及藝妓置屋營業取締規則

00231

中次のやうに改正し公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林

敬

三

「藝妓及藝妓置屋營業取締規則」を「藝妓及藝妓置屋營業規則」に改める。

第一條 第一項第一號中「族稱」を削除し同第三號「戶籍謄本」を「戶籍抄本」に改め同第六號乃至第十號及同條第二項を削除し

「六、紹介者アリタル場合ハ其ノ本籍住所氏名七、未成年者ニアリテハ法定代理人ノ承諾書

前項ノ營業者廢業シタルトキハ七日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツベシ」に改める。

第一條ノ二 を削除する。

第三條 を削除する。

第四條 を削除する。

第五條 を「藝妓ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

所轄警察署長ニ届出ツベシ組合規約ヲ變更シタルトキ亦同ジ

一、組合ノ名稱及事務所々在在

二、加入者ノ住所商號及氏名

三、役員ノ住所氏名」に改める。

第二十條ノ二 を「前條ニ依ル組合ニシテ聯合組合ヲ設ケタルトキハ同條ノ規定ニ準ジ規約ヲ定メ知事ニ届出ツベシ組合規約ヲ變更シタルトキ亦同ジ」に改める。

第二十條ノ三 を「第二十條及第二十條ノ二ノ規定ニ依ル組合解散シタルトキハ聯合組合ニ在リテハ三十日以内ニ知事ニ單位組合ニ在リテハ十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツベシ」に改める。

第二十一條 第一項中「第一條ノ二第四條第六條第八條第十三條第十五條第十六條」と同條第二項中「乃至第十八條ノ二」を「削除」する。

告示

◇鳥取縣告示第四百九十八號

農林水産業調査員たる資源調査員を次のやうに任免した。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第四百九十九號

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
太田 瀧藏	大久保 起男	八頭郡丹比村	昭和二十一年十一月七日
馬場崎 茂森	下 茂	同	同
竹内 好實	川尻 竹治	同	同

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準中第一項の別表「生活扶助費(一日額)基準表」を次のやうに改め昭和二十一年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

別表

生活扶助費(一日額)基準額表

地域	世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上一人を増す毎に左の額を加算する
市及び倉吉町境町	四、九〇	八、二〇	一〇、〇〇	一一、九〇	一三、五〇	一、六〇	一、六〇
その他の町村	四、二〇	七、二〇	八、九〇	一〇、三〇	一一、九〇	一、五〇	一、五〇

鳥取縣告示第五百號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 岩美郡大岩村大字岩本一五四ノ一

現住所及開業地 氣高郡明治村大字上段三一九ノ一

昭和二十一年十一月三十日第一〇五八號

中 本 昌 子

明治三十六年十二月八日生

本籍地 日野郡神奈川村大字武庫六四七

現住所及開業地 本籍に同じ

昭和二十一年十一月三十日第一〇五九號

字 田 川 つ じ 子

大正十二年四月一日生

本籍地 東伯郡小鴨村大字富海五八四

現住所及開業地 同 大字中河原五五六ノ一

昭和二十一年十一月三十日第一〇六〇號

藤 原 朝 子

大正十五年七月十日生

本籍地 東伯郡上小鴨村大字福山二七八

現住所及開業地 同上井町大字海田四四

昭和二十一年十一月三十日第一〇六一號

菅 原 種 子

大正九年十一月十二日生

鳥取縣告示第五百一號

昭和二十一年十一月二十六日の縣參事會において議決され

た昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算昭和二十一年度特別會計印刷事業費歳入歳出追加豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十二月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更生豫算

歳 入

△印減

經常部

第一款 縣 稅

四七四、二四三圓

第四項 地方分與稅

四七四、二四三

第五款 國庫支出金

八〇二、一三一

第一項 下渡金

五七、〇七二

第二項 補助金

七四五、〇五九

第六款 雜收入

五、七七一

第三項 物品賣拂代

五、七七一

經常部計

一、二八二、一四五

臨時部

第二款 國庫支出金

七一、六四八

第一項 補助金

七一、六四八

臨時部計		七二、六四八	臨時部	一八、一八七
歲入合計		一、三五三、七九三	第一項 警察費	一八、一八七
歲出			第三項 教育費	七五、〇〇〇
經常部			第二項 水產學校費	七五、〇〇〇
第三款 縣職員費	九〇、八四〇	第四項 勸業費	一八五、〇二五	
第一項 俸給給料諸給費	一四、四四〇	第一項 農業費	二八〇	
第二項 廳費	七六、四〇〇	第三項 林業費	一四七、九七四	
第四項 警察費	七二、七〇〇	第五項 畜產業費	一九、七七一	
第二項 廳費	七二、七〇〇	第八項 勸業諸費	一七、〇〇〇	
第六項 教育費	四三、九〇〇	臨時部計	二七八、二二二	
第五項 社會教育費	二、〇〇〇	歲入合計	一、三五三、七九三	
第六項 教育諸費	四一、九〇〇	昭和二十一年度特別會計印刷事業費歲入歲出追加豫算		
第八項 厚生費	七〇四、六六〇	歲入		
第四項 勤勞費	△二五三、一〇〇	第一款 事業收入	二一九、二九五	
第五項 厚生諸費	三、六六〇	第一項 事業收入	二一九、二九五	
第六項 職業輔導所費	八五四、一〇〇	歲入合計	二一九、二九五	
第九項 勸業費	六五、七四五	歲出		
第二項 蠶業費	五一、二四五	第一款 事業費	二一九、二九五	
第四項 水產業費	一四、五〇〇	事業費	二一九、二九五	
第十三項 諸費	九七、七三六	經常部計	二一九、二九五	
第三項 公金取扱費	九七、七三六			
經常部計	一、〇七五、五八一			

昭和二十一年十二月六日印刷
 昭和二十一年十二月六日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
 (第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町